

土木技術者の信條

- 一、土木技術者は國運の進展並に人類の福祉増進に貢獻すべし。
- 二、土木技術者は技術の進歩向上に努め汎く其の眞價を發揮すべし。
- 三、土木技術者は常に眞摯なる態度を持し徳義と名譽とを重んずべし。

土木技術者の實踐要綱

- 一、土木技術者は自己の専門的知識及經驗を以て國家的竝に公共的諸問題に對し積極的に社會に奉仕すべし。
- 二、土木技術者は学理、工法の研究に勵み進んで其の結果を公表し以て技術界に貢獻すべし。
- 三、土木技術者は苟も國家の發展國民の福利に背戾するが如き事業は之を企圖すべからず。
- 四、土木技術者は其の關係する事業の性質上特に公正を持し清廉を尙び苟も社會の疑惑を招くが如き行爲あるべからず。
- 五、土木技術者は工事の設計及施工につき經費節約或は其の他の事情に捉はれ爲に従業者並に公衆に危険を及ぼすが如きことを要す。
- 六、土木技術者は個人的利害の爲に其の信念を曲げ或は技術者全般の名譽を失墜するが如き行爲あるべからず。
- 七、土木技術者は自己の權威と正當なる價値を毀損せざる様注意すべし。
- 八、土木技術者は自己の人格と知識經驗とにより確信ある技術の指導に努む可し。
- 九、土木技術者は其の關係する事業に萬一違法に屬するものあるを認めたる時は其の匡正に努むべし。
- 十、土木技術者は其の内容疑しき事業に關係し又は自己の名義を使用せしむる等の事なきを要す。
- 十一、土木技術者は施工に忠實にして事業者の期待に背かざらんことを要す。

備 考

本信條及實踐要綱を以て相互規約に代ゆるものとす。